## 個 別 事 業 計 画 書

**所管部署:**市民部 市民課

(単位:千円)

事 業 名	地域センター推進事業	細	事 業	名				新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く				南丹市文化センター条例				
	1 共に生きるまちづくりを進める			根拠法令等	南丹市文化センター条例施行規則				
	(1)人権啓発の推進								
事業計画期間	平成 22 年度 ~ 平成 24 年度		年度	当該年度に	おける事業の	実施内容	当該年度に目打	<b>省す成果・効果</b>	事業費
現状の課題	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価の体制整備が必要。		平 成 22	談、地域福祉等 設及び文化祭 通じて、地域文 理解を深めなな	を活動拠点として、住民相事業を展開し、講座の開や地域住民の交流事業を に化の向上や住民の相互 がら、同和問題をはじめと 権問題の啓発を推進す		地域住民が久しく集うセンターとし		22,264
具体的な実施 内 容	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉 事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の 交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理 解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権 問題の啓発を推進する。	各計画年度ごとの	度	る。 地域センターを					
			平 成 23 年	設及び文化祭 通じて、地域文 理解を深めなた するあらゆる人	「業を展開し、講座の開や地域住民の交流事業を 化の向上や住民の相互 がら、同和問題をはじめと 権問題の啓発を推進す	て、広く活用され	ている。	18,698	
事業の目的	地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的向上を図り、生活上の課題やさまざまな人権課題の解決に資するために講座の開設、就労相談等さまざまな相談事業や生活改善事業等を実施する。 地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されてい	事業概要と目標・事業費	· 度	る。					
			平	談、地域福祉事 設及び文化祭	と活動拠点として 事業を展開し、講 や地域住民の交 て化の向上や住L	講座の開 交流事業を	地域住民が久しくて、広く活用されて		
事業の効果	で、近くはからして来りとファッとして、近くは用されている。		成 24 年 度		がら、同和問題をはじめと 権問題の啓発を推進す				18,209